

川崎市勤労者福祉共済掛金滞納に関する事務取扱要領

(平成29年12月22日経済労働局長決裁29川経労第514号)

- 1 川崎市勤労者福祉共済条例(昭和49年川崎市条例第4号、以下「条例」という。)第7条に定める共済掛金の滞納に関し、必要な事項は、法令、川崎市債権管理条例(平成25年川崎市条例第42号)、川崎市債権管理規則(平成26年川崎市規則第18号)その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。
- 2 川崎市勤労者福祉共済の会員事業所が共済掛金を滞納した場合は、当該事業所に対し、原則、納付期限の翌月10日までに督促状(口座振替事業所用〔様式1-1〕又は納付書払事業所用〔様式1-2〕、以下「様式1」という。)及び納付書を送付するものとする。
- 3 2の事業所が2箇月連続して滞納した場合は、当該事業所に対し、電話による催告を行うとともに、原則、納付期限の翌月10日までに新たに発生した滞納分の督促状(様式1)、過月未納分の催告状(様式2)及び全滞納分の納付書を送付するものとする。
- 4 3の事業所が3箇月連続して滞納した場合は、当該事業所に対し、原則、納付期限の翌月10日までに新たに発生した滞納分の督促状(様式1)、条例第8条第2項第1号に規定する脱退となる旨の事前通知書〔(様式3)、以下「事前通知書」という。〕及び全滞納分の納付書を送付するものとする。
- 5 4の事業所が事前通知書記載の期日までに納付しないときは、当該事業所に対し、脱退通知書(川崎市勤労者福祉共済条例施行規則第7号様式)、新たに発生した滞納分の督促状(様式1)及び納付書を送付するものとする。
- 6 共済掛金を滞納している事業所(以下「滞納事業所」という。)に対し、過年度の滞納がある場合は、滞納分の催告状(様式4)及び納付書を送付するものとする。また、脱退した滞納事業所に対しては、過年度分の滞納について、年1回以上催告状(様式4)及び納付書を送付するものとする。
- 7 滞納事業所の給付金の取り扱いについては、全滞納分の納付があった場合は、条例第9条、同施行規則第10条、第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条及び川崎市勤労者福祉共済給付金給付要綱に基づき給付金を支給するものとする。
- 8 遅延損害金は、川崎市勤労者福祉共済の会員事業所の月額共済掛金が2,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て

る。)に民法第404条及び第419条第1項の規定による割合を乗じて計算した額
(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、
その端数金額又はその全額を切り捨てる。)とする。

- 9 遅延損害金の年あたりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日
当たりの割合とする。

附 則

この要領は平成6年3月1日から施行する。

附 則

この改正要領は平成18年12月1日から施行する。

附 則

この改正要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は平成30年1月1日から施行する。

附 則

この改正要領は令和4年4月1日から施行する。